

## 「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」の一部改正について

### 1 改正の趣旨

「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」は、廃棄物処理法及び「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準」（以下「収集運搬業審査基準」という。）の改正に伴い、所要の改正を行ってきました。

今般、収集運搬業審査基準を改正し、令和3（2021）年4月1日から適用することに伴い、「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可に係る申請書等」についても同様の改正を行うものです。

#### ※ 収集運搬業許可に係る審査基準改正の概要

県の組織改編及び申請に係る講習会の申込方法の変更に伴い、所要の規定の整備をする。

### 2 改正内容

- (1) 「廃棄物対策課」を「資源循環推進課」と改めました。
- (2) 申請に係る講習会の申込方法の変更に伴い、所要の規定を整備しました。

### 3 適用期日

令和3（2021）年4月1日から適用します。